

産業厚生常任委員会報告

令和4年6月16日

ただ今から、産業厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和4年6月9日午前10時00分から美浜町議会全員協議会室で、委員7名の出席のもとに本委員会を開催し、5月31日に本委員会に付託されました議案1件と請願1件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、総務課長、健康福祉課長及び課長補佐の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る5月31日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

(1) 議案第50号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：新型コロナウイルス感染症の影響によって事業収入等の減少が見込まれる第1号被保険者の介護保険料の減免の対象期間を延長するもので、これには賛成するが、減免措置に対する国からの財政支援はどれだけの割合になるのか。

回答：財政支援の対象となる保険料の取り扱いについては、本町の場合、65歳以上の方。町の第1号保険料の賦課総額に対し、第1号保険料の減免見込額の占める割合が1.5パーセント未満である場合に該当するため、減免総額の10分の4相当額が特別調整交付金として入る予定である。

昨年度については、1年前の同時期には、10分の4のみとしていたが、昨年12月に、残りの10分の6についても、介護保険災害等臨時特例補助金が入るよう変更となっており、令和3年度は10分の10相当額が財政支援されている。

質疑：事業収入等の減少がどれくらいになると減免になるのか。

回答：事業収入等の中には、事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入があるが、いずれかの収入の減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であることと、減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である場合に該当する。減免割合はその前年の合計所得金額が210万円以下は、10分の10、210万円を超える場合には10分の8となる。

質疑：町では、この減免対象者は何人いるのか。

回答：令和2年度は15名、令和3年度については9名が対象となった。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

(1) 議案第50号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定
について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

続いて、請願について、協議がなされました。

請願第1号 保育所等の最低基準（職員配置・設備の面積基準）と、保育士の
処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める請願書

はじめに、紹介議員の河本猛議員から請願の説明を受けました。

また、請願者団体である「よりよい保育を！福井県実行委員会」の橋詰喜代枝氏から補足説明を受け、質疑に入りました。質疑終了の後、請願について協議を行いました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

意見：自治体の努力で手厚い公的保育を実現している美浜町でも、保育士のなり手不足や正規職員での保育士の確保という課題は存在している。

国が財源を確保して、保育所等の最低基準と保育士の処遇の抜本的な改善を図れば、美浜町のように自治体が独自に負担してきた部分が緩和されることになる。

負担軽減を受けた部分をさらなる保育施策の充実に充てれば、町民にとっても未来を担う美浜の子どもたちにとっても利益になる。

全国の保育士が美浜の保育施策に注目し、子育て環境に魅力を感じる町であって欲しい。

国の配置基準よりも手厚い保育を実現している美浜町の議会から、国に意見書を提出することで、町民だけではなく、他市町からも評価される議会になるのではないかと考える。

請願を採択し、意見書を提出するべきだ。

意見：少子高齢化の問題で、少子化の流れは、子育て環境が悪いと改善しない。

この保育制度の充実に実現してもらいたい。

意見：今回の意見書については、日本の保育制度を変えていく形であり賛成する。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

請願第1号 保育所等の最低基準（職員配置・設備の面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める請願書は全員賛成をもって採択することに決しました。

上記のとおり審査を終了し、午前11時14分本委員会を閉会いたしました。以上をもって、産業厚生常任委員会の委員長報告を終わります。